

建設産業外国人材育成事業に関する連携協定締結事業者企画提案募集要領

1 目的

建設産業外国人材育成事業を効果的に実施するため、連携協定を締結する事業者を募集する。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「外国人材」とは、以下のア～エのいずれかに該当する者をいう。

ア 在留資格「技能実習1号」を有する（認定を受ける見込みがあることを含む）者

イ 大学または専門学校等を卒業（卒業見込みを含む）し、一定水準以上の専門的知識・能力を有する者であって、在留資格「技術・人文・国際業務」を有する（認定を受ける見込みがあることを含む）者

ウ 一定の専門性・技能を有する者であって、在留資格「特定技能」を有する（認定を受ける見込みのあることを含む）者

エ 在留資格「留学」を有する（認定を受ける見込みのあることを含む）者

(2) 東南アジア地域

次の国をいう

①インドネシア共和国

②カンボジア王国

③タイ王国

④フィリピン共和国

⑤ベトナム社会主義共和国

⑥マレーシア

⑦ミャンマー連邦共和国

⑧ラオス人民民主共和国

3 企画提案について

海外（東南アジア地域のいずれかの国）において日本語や福井県の地域性、建設現場でのルール等について教育することで、県内建設事業者にも長く従事する外国人材を養成するとともに、継続的に県内建設事業者に送り出すことで、県内建設事業者の人材確保に寄与できるよう、後述する協定の内容を踏まえた上で、効果的な事業の実施方法や人員配置について提案してください。

4 協定の運用

別添「建設産業外国人材育成事業に関する連携協定書（案）」（以下、「協定書（案）」という。）のとおり。

5 企画提案書について

(1) 企画の構成

提案内容

別添「協定書（案）」に掲げる内容を踏まえた上で、その内容を実現するための具体的な企

画提案を記載してください。（企画提案書の様式は任意ですが、別添参考様式を参照し、必須記載項目等を確認してください。）

費用は、その概算額および内訳を詳細に記載してください。消費税および地方消費税は含まずに記載してください。なお、「協定書（案）」第4条第1項第1号の事業の実施に係る費用の上限は600,000円（税抜）とする。

（2）提出方法

持参、郵送または電子メールにより提出すること。

※ 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等を利用してください。

【持参または郵送の場合】

提出部数： 正本1部 副本6部（A4判縦長用紙、横書き、左とじ）

提出先： 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室

【電子メールの場合】

提出先： sokuryo1@pref.fukui.lg.jp

（3）提出期間

令和7年7月17日（木）から令和7年7月18日（金）の午前9時から午後5時まで

（4）その他

- ① 提出された企画提案書は返却しません。また必要に応じて複写を行う場合があります。
- ② 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で提出してください。

6 費用

- （1）本事業における人材紹介契約に基づく外国人材の紹介に係る費用については、事業に参加し外国人材の受け入れを行う県内事業者（以下、事業参加受入事業者という。）から連携協定締結事業者へ直接支払うものとし、県は関与しないものとする。
- （2）本事業における外国人材に対する福井県の地域性、建設現場でのルール等を事前に教育する「福井クラス」に係る費用については、県から本事業の運営委託を受けた者が連携協定締結事業者へ直接支払うものとする。
- （3）その他、外国人材の本邦への渡航に係る費用など（1）、（2）以外の費用については、本事業の対象としないものとする。

7 応募方法等について

（1）応募の対象となる者

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者としします。

- ① 外国人材のすべてについて人材の紹介が可能であること。
- ② 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（以下、「建

設労働者の雇用の改善等に関する法律」という。)第18条第1項に規定される有料職業紹介事業の許可を受けていること。

- ③ 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)(以下、「職業安定法」という。)第32条の12および建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項に規定される取扱職種の範囲等の届出において、東南アジア地域のいずれかの国を取扱範囲に含む届出を行っていること。
- ④ 上記③において届出を行っている国のいずれかに、自社もしくはその関係会社が人材養成拠点を有し、当該人材養成拠点において外国人材に対し、日本語教育を実施できる体制を有すること。
- ⑤ 上記③において届出している国(以下、「相手先国」という。)の求職者と日本国内の求人者との間で有料職業紹介(以下、「相手先国にわたる職業紹介」という。)を行うにあたり、取次機関を利用している場合には、当該取次機関が相手先国においてその活動を認められていること。
- ⑥ 上記⑤における取次機関については、上記④における人材養成拠点など、自社の関係会社であること。
- ⑦ 相手先国にわたる職業紹介を行うにあたり、取次機関を利用せず直接職業紹介を行っている場合には、相手先国においてその活動を認められていること。
- ⑧ 日本国内に活動拠点を有し、人員が常駐していること。
- ⑨ 申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- ⑩ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑪ 宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある事業者でないこと。
- ⑫ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

(2) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付します。

① 交付期間	令和7年7月1日(火)から令和7年7月11日(金)まで(土曜日、日曜日および休日を除く。)午前9時から午後5時まで
② 交付場所	福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室(県庁9階)
③ 交付資料	ア 建設産業外国人材育成事業に関する連携協定締結事業者企画提案募集要領 イ 建設産業外国人材育成事業に関する連携協定書(案)
④ 交付方法	福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室(〒910-8580 福井市大手3丁目17-1)での手交、福井県土木管理課のホームページ https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kensetsugaikokujin.html に掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること。

(3) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出するものとします。

① 提出期限	令和7年7月11日（金）午後5時（必着）（ただし、土曜日、日曜日および休日は除きます。）
② 提出方法	持参、郵送または電子メール （郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）
③ 提出先	福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室（県庁9階） 電子メールの場合：sokuryo1@pref.fukui.lg.jp
④ 提出書類	ア 企画提案参加申込書（募集要領・別紙様式2） イ 有料職業紹介事業許可証の写し ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（事業者案内等） エ 7（1）④の人材養成拠点の概要が分かる書類（リーフレット等） オ 取次機関に関する書類（厚生労働大臣に提出している職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の写し等）※取次機関を利用している場合のみ カ 法人については、商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し キ 人材紹介手数料の徴収方法および返還規定が分かるもの（手数料表、契約書の様式など） ク 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し ケ 企画提案参加資格誓約書（募集要領・別紙様式2-2）

(4) 応募先および問い合わせ先

- ① 名称 福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室
② 所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
③ 連絡先 電話 0776-20-0470（直通）
FAX 0776-22-8164
電子メール sokuryo1@pref.fukui.lg.jp
（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(5) 応募資格審査の結果通知

上記（3）により企画提案参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査するために必要な書類が整っているかどうかのチェックを行い、その結果を令和7年7月15日（火）に電子メールなどで連絡をします。

(6) 企画提案参加資格要件が満たなかった者に対する理由説明

企画提案参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨および満たなかった理由を書面により通知します。

8 募集に関する質問

質問は、必ず募集要領・別紙様式1「企画提案募集に関する質問票」により、令和7年7月4

日（金）午後５時までに福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室あてに提出してください。（FAX、電子メール可）

回答は、令和７年７月９日（水）までにFAXまたは電子メールにより応募者全員に行います。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、口頭により質問者のみに回答する場合があります。

９ 協定締結候補者の選定等

（１）選定審査の実施

提出された企画提案書は、建設産業外国人材育成事業に関する連携協定締結事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査します。

（２）審査方法

企画提案書等の内容（実現性、効果、実施体制等）について、企画提案参加事業者によるプレゼンテーションを実施し、提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に、【別表】審査基準により委員会で公正な審査を行います。

【プレゼンテーション】

日時：令和７年７月２３日（水）１４：００ ～ １６：００【予定】

場所：福井県庁９階 ９０２会議室【予定】

※日時、場所、実施方法は変更になる場合があります。詳細は別途通知します。

・プレゼンテーションは、各企画提案参加事業者３０分（説明時間を２０分、質疑時間を１０分）とします。（企画提案参加事業者が多い場合は１者あたりのプレゼンテーション時間を短縮する場合があります。）

・各企画提案参加事業者のプレゼンテーション当日の時間は企画提案書の受付順とします。

・プレゼンテーションではスクリーン、プロジェクターを県が準備します。

（３）協定締結候補者の選定

委員会の審査において、評価点の合計が満点の６割以上であり、最も評価が高かった企画提案参加事業者を協定締結候補者として選定します。

（４）選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、応募者全員に通知します。なお、選定結果の異議申し立ては、一切受け付けません。

（５）理由の開示

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

この場合においては、通知を受け取った日から５日以内（休日を除く）に説明を求める旨を記載した書面を電子メールにて担当窓口に提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から１０日以内に書面により回答する。

10 連携協定の締結

県は、協定締結候補者と企画提案書等の内容をもとに、協定締結に必要な具体的な協議を行い、最終的な協定書内容の決定を行います。協議が整い当該内容を決定した場合は連携協定を締結します。

また、次の場合には、県は協定締結を取り消す場合があります。

- (1) 協定締結候補者として選定された者が、協定の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により協定に基づく事業の実施が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、協定に基づく事業の実施が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

審査基準

1 実績

従来から、外国人材に対する海外（東南アジア地域のいずれかの国）での日本語教育等や当該人材の日本の事業者等への送出しを積極的に行っていたか。

（１０点）

2 運営・組織体制

本事業を運営するに当たり、運営責任者を配置するとともに、適切な運営・組織体制が整備されているか。

（１０点）

3 企画

① 募集内容

海外（東南アジア地域のいずれかの国）において本事業に参加する外国人材を募集するに当たり、その内容・実施方法が具体的に提案され、効果的なものとなっているか。

（１５点）

② 外国人材と事業参加受入事業者のマッチング、採用決定支援

外国人材と事業参加受入事業者のマッチングおよび正式採用者決定について、オンライン交流会や事業者向け説明会、面接等を行うとともに、適切な助言等を行う体制が整備され、効果的な支援が実施できるか。

（１５点）

③ 教育プログラム

外国人材に対する海外（東南アジア地域のいずれかの国）での日本語教育や福井県の地域性、建設現場でのルールや建設用語などの研修についてその内容・実施方法が具体的に提案され、効果的なものとなっているか。

（３０点）

4 外国人材の在留資格申請および日本への入国等支援

外国人材の在留資格申請および日本への入国等について海外（東南アジア地域のいずれかの国）側において必要となる手続き等への支援について、その内容・実施方法が具体的に提案され、効果的なものとなっているか。

（１０点）

5 費用

本事業に係る費用について、費用対効果が優れているか。また、実現可能な内訳となっているか。

（１０点）

(募集要領・別紙様式1)

令和 年 月 日

建設産業外国人材育成事業に関する連携協定締結事業者
企画提案募集に関する質問票

福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室 あて

FAX 0776-22-8164

E-mail : sokuryo1@pref.fukui.lg.jp

提出期限 令和7年7月4日(金)

名 称	
担当者の職・氏名	
TEL / FAX	
E-mail アドレス	
【質問内容】	

令和 年 月 日

建設産業外国人材育成事業に関する連携協定締結事業者企画提案参加申込書

福 井 県 知 事 様

所在地 〒

応募者名称
代表者職・氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添付して応募します。

1 応募者の概要

所在地 (県内事業所がある場合にはその所在地)			
担当者	役職・氏名		
	連絡先	電話 : E-MAIL :	FAX :
設立年月日			
業 種			
主な事業内容			
従業員数		人 (うち正社員 人)	

2 添付資料

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類 (事業者案内等)
- (3) 人材養成拠点の概要が分かる書類 (リーフレット等)
- (4) 取次機関に関する書類 (厚生労働大臣に提出している職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の写し等) ※取次機関を利用している場合のみ
- (5) 商業登記簿謄本 (登記事項証明書) または個人事業の開廃業等届出書の控えの写し等
- (6) 人材紹介手数料の徴収方法および返還規定が分かるもの (手数料表、契約書の様式など)
- (7) 直近2期分の決算報告書 (貸借対照表および損益計算書) の写し
- (8) 企画提案参加資格誓約書 (募集要領・別紙様式2-2)

令和 年 月 日

建設産業外国人材育成事業に係る連携協定締結事業者企画提案参加資格誓約書

福 井 県 知 事 様

所在地 〒

事業者名称
代表者職・氏名

建設産業外国人材育成事業に係る連携協定締結事業者企画提案の参加申込みに当たり、下記の参加資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

- 1 外国人材のすべてについて人材の紹介が可能であること。
- 2 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（以下、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」という。）第18条第1項に規定される有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- 3 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（以下、「職業安定法」という。）第32条の12および建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項に規定される取扱職種の範囲等の届出において、東南アジア地域のいずれかの国を取扱範囲に含む届出を行っていること。
- 4 上記3において届出を行っている国のいずれかに、自社もしくはその関係会社が人材養成拠点を持し、当該人材育成拠点において外国人材に対し、日本語教育を実施できる体制を有すること。
- 5 上記3において届出している国（以下、「相手先国」という。）の求職者と日本国内の求人者との間で有料職業紹介（以下、「相手先国にわたる職業紹介」という。）を行うにあたり、取次機関を利用している場合には、当該取次機関が相手先国においてその活動を認められていること。
- 6 上記5における取次機関については、上記4における人材養成拠点など、自社の関係会社であること。
- 7 相手先国にわたる職業紹介を行うにあたり、取次機関を利用せず直接職業紹介を行っている場合には、相手先国においてその活動を認められていること。
- 8 日本国内に活動拠点を有し、人員が常駐していること。
- 9 申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- 10 地方自治法（昭和22年政令第16号）施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 11 宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある事業者でないこと。
- 12 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

(参考様式)

令和 年 月 日

建設産業外国人材育成事業に関する連携協定締結事業者企画提案書

福井県知事 杉本 達治 様

所在地

事業者名称

代表者職・氏名

※「協定書（案）」を参照して作成してください。

※ 企画提案書の提出様式は任意とします。（この様式は参考です。）

ワードやパワーポイントなど、適宜ご利用ください。ただし、この参考様式に掲げる項目については、必ず企画提案書に盛り込んでください。

1 外国人材に対する日本語教育や当該人材の日本の事業者等への紹介実績

2 運営・組織体制（運営責任者氏名・経歴、体制図）

3 企画

①募集内容

②外国人材と事業参加受入事業者のマッチング、採用決定支援

③教育プログラム

4 外国人材の在留資格申請および日本への入国等支援

5 費用

事業実施に係る費用内訳書

事業者名称 _____

項 目	金 額	内 容
外国人材に対する教育費用	△△△△円	外国人材に対する日本語や福井県の地域性、建設現場でのルール等についての教育費用
外国人材の募集に関する費用	△△△△円	
人材と受入事業者のマッチングに関する費用	△△△△円	
在留資格申請費用	△△△△円	
日本への入国等支援に関する費用	△△△△円	
合 計（税抜）		

※項目については、必要な内訳をご記入ください。

欄が足りない場合には、適宜追加してください。

※合計が企画提案書の 5 費用に記載の金額と一致するようにご記入ください。